

第12回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年8月22日
 告示番号 第8号
 会議年月日 令和元年8月26日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 金 野 隆
 企画係長 千 葉 奈津枝
 主 任 千 葉 東

本日の案件 第12回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時33分

議 長	<p>本日の出席委員は21名であります。 定足数に達しておりますので、第12回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、4番 千葉 綾雄 委員、5番 鈴木 勝 委員より欠席の旨の届出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りをいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に24番 千田 幹雄 委員、2番 渋谷 皓 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、千葉主任を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。 「報告第25号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>それでは、1ページをお開き願います。 報告第25号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和元年8月19日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から7ページの第9号までの9件、9名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第25号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第25号の質疑を終わります。

次に、「報告第26号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

8ページをお開き願います。

報告第26号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から9ページの第9号までの9件、10筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ現状変更する農

議

長

地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土等による整備分となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第26号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

長
長

なければ、報告第26号の質疑を終わります。

次に、「議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたしますので、ご了承願います。

局長より説明いたさせます。

局

長

10ページをご覧願います。

議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に花泉地域に係る申請2件でございます。

第1号については、譲渡人と譲受人は兄妹であり、譲受人が既に耕作・管理している農地であります。経営安定のため贈与により取得しようとするものです。

次に10ページから11ページにかけてでありますが、第2号については、借受人が既に利用権設定をしている農地であります。相続により所有者が変わったことから、経営規模拡大のため新たな賃貸借契約により借受けしようとするものです。

賃貸借期間は、記載のとおり令和6年12月31日までの5年4か月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第3号については、譲受人が既に耕作・管理している農地であります。経営規模拡大のため売買により取得しようとするものです。

売買金額は、記載のとおりとなっております。

12ページから13ページをご覧願います。

最後に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

議 長

第4号についても、譲受人が既に耕作・管理している農地ではありますが、経営規模拡大のため売買により取得しようとするものです。

売買金額は記載のとおりとなっております。

以上4件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第89号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

7番
佐藤均委員

花泉地域の農地法第3条現地調査の報告を行います。

現地調査日は令和元年8月9日、金曜日、午前9時から、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉、佐藤、支所職員 後藤産業経済課主任、同じく高橋主事の5名で行いました。

報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われまます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

21番
畠山潔委員

それでは、大東地域の農地法第3条現地調査について報告させていただきます。

現地調査日、令和元年8月9日、金曜日、午前9時から行いました。

現地調査員、農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 小野寺、同じく推進委員 菅原、それから支所職員 熊谷産業経済課主査でございます。

報告内容、第3号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断いたしました。

以上でございます。

議 長

ご苦労さまでした。

10番
佐藤和威治委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。
藤沢地域の農地法第3条の現地調査の報告でございます。
現地調査日は令和元年8月9日、午後2時からでございます。
現地調査員は農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 伊藤、菅原両委員でございます。

そして支所職員といたしまして、佐藤産業経済課主事でございます。

報告内容でございますけれども、第4号について、農地法第3条の現地調査書のとおり現地確認並びに航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないものと思います。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」、可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第89号」を可と決めます。

議 長

次に、「議案第90号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、14ページをお開き願います。

議案第90号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により申請があったので、可否について意見を求めるものであります。

本議案に係る申請は16件で、一関地域3件、花泉地域10件、大東地域1件、千厩地域1件、藤沢地域1件となっております。

最初に、第1号は、譲受人が建売分譲を行うために転用申請を行うものです。

農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域であることから第3種農地と判断いたしました。

第2号は、譲受人が自宅用の駐車場5台分を整備したいために転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

次に、第3号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請するものであります。

農地区分は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域であることから第3種農地と判断いたしました。

次に15ページをお開き願います。

第4号から18ページにわたりまして、第12号までの9件、18筆について一括で説明いたします。

本案は花泉町永井地内における県発注の事業名「農村地域防災減災事業 角谷地区第2号工事」による側溝工事に伴いまして、仮設道路及び資材置き場用地に係る一連の農地について、令和2年3月31日まで一時転用しようとする使用貸借であります。

なお、貸付人は、記載のとおり各号とも異なっておりますが、借受人は全て同じ請負業者となっております。

第13号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第14号でございますが、携帯電話無線基地局建設に伴って工事による作業ヤードとして利用したいため、令和元年12月31日まで一時転用しようとする使用貸借です。

次に19ページをお開き願います。

第15号ですが、親子間の贈与によるものでありまして、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請するもので、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

第16号は、市道白石古堂線配水管敷設工事に伴って、資材置き場として令和元年11月30日まで一時転用しようとする使用貸借です。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりであります。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

20番
齋藤憲子委員

以上で「議案第90号」の説明を終わります。
ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。
農地法第5条現地調査報告を申し上げます。
現地調査日、令和元年8月9日、金曜日、午前9時から実施しました。

現地調査員は農業委員 齋藤、農地利用最適化推進委員 菅原委員、阿部委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主任で実施しました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は一関市役所から南に約330mの位置にあり、周囲は東・西・北側が宅地、南側が市道となっています。

申請人が建売分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第2号、申請地は、一関ICから北西に約1.3kmの位置にあり、周囲は東・北側が宅地、西側が道、南側が市道となっています。

申請人が自宅用駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第3号、申請地は、一関ICから南に約640mの位置にあり、周囲は東側が用悪水路、西・北側が農地、南側が市道となっ

ています。
申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われ

ます。

以上です。

議 長

7番
佐藤均委員

ご苦労さまでした。
次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。
調査日、調査員等につきましては3条と同じでございますので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号から第12号について、申請地は、JR油島駅から東に約5.9kmの位置にあり、申請人が公共工事に伴う仮設道路及び資材

置き場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。なお、本工事の工事名は事務局から説明があったとおりです。

第13号、申請地は、花泉支所から東に1.2kmの位置にあり、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思いま

す。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法第5条現地調査の報告を行います。

調査日、調査員については3条と同じでございますので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第14号、申請地は、大東支所から東に約5kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西・南・北側が農地となっています。

申請人が携帯電話無線基地局設置工事に伴う資材置き場及び作業場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上でございます。

ご苦労さまでした。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和元年8月9日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、渡邊委員、支所職員 畠山産業経済課農林係長でございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第15号、申請地は、JR千厩駅から北東に約2.4kmの位置にあり、周囲は東側が山林、西側が道、南側が市道、北側が農地となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと考えまし

議 長

21番

畠山潔委員

議 長

12番

佐藤繁委員

議 長
10番
佐藤和威治委員

た。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

調査日、調査員につきましては、先ほどの3条と同様でございますので、割愛させていただきます。

藤沢地域の農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果について報告するものでございます。

第16号、申請地は、藤沢支所から西に約5.3kmの位置にあり、周囲は東・北側が市道、西側が用悪水路、南側が農地となっております。

申請人が公共工事に伴う資材置き場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないものと現地確認をいたしました。

なお、工事名につきましては、事務局が先ほど説明いたしましたので、割愛させていただきます。

以上でございます。

ご苦労さまでした。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

議 長
11番
石川誠司委員

16ページの7番についてですが、法定相続人外3名、1,459㎡のうち191㎡と書いてあります。

外3名のほうは、これはどうして書けなかったのか、また、面積は、要するに境界未確定ということで、であれば全部の3名なら3名、2名なら2名の許可も必要ではなかったのかと思ってお尋ね申し上げます。

局長 補佐

それでは図面を見ていただきたいのですが、8月議案申請地という図面を見ますと、8ページ、これが土地利用状況図となっております。

まず1点目の質問ですが、法定相続人外3名というところがございますけれども、これは住民基本台帳のほうから引用しているものでございまして、そのようなことからこのような表示をしているところでございます。

なお、前もこのような形を出しております。

あくまでもまだ未相続という形でございます、こういう表現

を使っているところでございます。

それから、例えば地番で言いますと、7番ですと173-1、この分の境界が出ているのかということですが、これは業者からの申請の実測値と申しますか、測量図が添付されてございまして、それに基づいて算出した面積ということございまして、そのような申請の仕方をしているところでございます。

以上です。

11番
石川 誠司 委員

この8ページの図面を見ますと、多分ここは基盤整備をした後の田んぼではないかと思慮されますけれども、基盤整備をすると何名かが1枚の田んぼを持っていても、線引きはしないはずですね、改良区のほうでは。

だから、多分3名なら3名、2名なら2名の持分が全体に生じて、改めて測量でもしない限りはこういう線引きはならないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

局長 補佐

先ほど申しあげましたけれども、例えば173-1から174までの4筆についてはこのような名義になっておりまして、工事にかかってこの面積を使うというのは、その業者が出された測量図で算定したものでございますので、基盤整備というのは私も認識がないのですが、そのような形で申請を受けているということです。

議長

質問と答弁が合わないようでございます。

石川委員、もう少し具体的に、教えるつもりでお願いします。

11番
石川 誠司 委員

今、最後におっしゃった、業者から出された図面で算定したと言いましたけれども、あくまでも今後、業者ありきで、例えば少し間違っただけを業者が出してきたからこれでいいというようにはやっぱり捉えたくないと思うのですね。

やはり業者が、どうやってこれを算定したのか、やはりそこまで申請の段階で聞き取ったわけですね。

さっき申しあげたのは、基盤整備のときは線は引かないはずですよ。

ここは誰の分、誰の分と、だから聞いたわけです。

やはりこれも今後の問題として、やはりそういうときは詳細な調査をしてもらって、業者などからも、そして出してもらえば、3名なら3名、2名なら2名の連名で出してもらったほうがいいのではないかと私は思うのですが、以上です。

議長

暫時休憩します。

(午後2時04分 休憩)

議
議

長
長

(午後2時05分 再開)

再開いたします。

私のほうからお答えします。

まず、7番ですが法定相続とあります。

譲渡人は故人、亡くなっていますから、これに「故」とでもつけなければ話はわかると思います。

亡くなって法定相続人外3名とありますから、法定相続人があと3人存しているものと思います。

そういうことで、そのほかの3名も法定相続人ですから、あえて名前を出さなくてもよいであろうと、これは基盤整備などで形態のない、1筆を3人とか4人で持つ場合とは違うと、あくまでもこれは相続の成立していない土地であったということが故に法定相続人の代表者がいて以下何名というような表記をしたということです。

ご理解をいただきたいと思います。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議

長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第90号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

挙手満場です。

よって、「議案第90号」を許可相当と決します。

議

長

次に、「議案第91号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

それでは20ページをお開き願います。

議案第91号の議案内容をご説明いたします。

一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。

本案に係る申請は、利用権貸借が1件、所有権移転が1件、農地中間管理機構との使用貸借による集団案件が2件であります。

初めに、22ページの「利用権貸借」についてですが、第1号につきましては、花泉地域に係る申請となっております。

次に23ページの「所有権移転」についてですが、第1号については、大東地域に係る申請であります。

次に24ページですが、農地中間管理機構との「使用貸借」の案件につきまして、第1号と第2号になりますが、藤沢地域に係る「使用貸借権」による集団案件の申請であります。

以上、各申請の詳細については記載されているとおりですのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定した要件において、「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、そして「利用権の設定を受けた後において要件を備えることとなること」の両方を満たしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

以上で「議案第91号」の説明を終わります。

審議願います。

前回もお聞きしましたがけれども、市で利用集積計画書の設定が8月26日、本日ですけれども、これを事前送付していただいた段階では、市長部局から農業委員会のほうに8月26日付けでこの計画書を決定しますという通知がきているので、農業委員に対して8月26日付けの文書を事前送付していただいているのでしょうか。

前回もそのようなご指摘といたしますか、ご質問をいただきまして、私のほうでも調べさせていただいております。

まず、この計画書の決定日については当然、今日の議決の日ということになりますので、なぜ計画書と同じ日になっているのかということですがけれども、今、佐藤委員がおっしゃるとおり、議案書については本来は当日提示してもよろしいのですけれども、それでは中身がわからないということで事前に送付しているわけですがけれども、実は農業経営基盤強化促進事業に関することは、一関市長の権限に属する事務の補助執行に関する規定によりまして、農業委員会事務局の事務となっております。

今までの過去の議案上程の仕方も調べてみましたが、この議案提案日と計画書決定日は同日となっております。

議 長

10番
佐藤和威治委員

局 長 補 佐

それから、他市ではどのようにしているのかということも参考までに調べさせていただきました。

これはやり方がいろいろですけれども、今回、一関市の場合は今までのやり方に従いまして、集積計画書というような鑑もまた別につけておりますが、ほかの農業委員会によりますと、この鑑もなしで議案だけを提示している農業委員会もございました。

それから、集積計画書を案という形で掲示している団体もございました。

その場合でも総会の日と同日という形になっておりまして、前もって出されている日にちを書くとか、その辺の事例があったかというようなことで調べますと、事例はなかったのでこういう形になります。

ですから、計画書の日付は農業委員会の事務というようなことから、議案を提案する日と同じ日付というような形になります。

10番
佐藤和威治委員

そうしますと、20ページで、一関市長より別紙のとおり農地利用集積計画書の提出があったので、その提出があったのが26日付けの分を26日、市長からいただいたということですね。

20ページの議案で、一関市長より別紙のとおり利用集積計画書の提出があつて、要は市長部局から農業委員会のほうへ提出があつたと、それは26日付けで提出があつたということですね。

局長 補 佐

その部分ですが、実質は計画書を定める日と議案上程日は同じなのでこういう形にならざるを得ないということで、さつき、私が説明したとおり、この計画書自体を外してしまひまして議案だけにする方法もあるかと思ひます。

ですから、こういう形にしかならないというような形でございます。

10番
佐藤和威治委員

3回目で終わりです。

市長から提出を受けて農業委員会として農業委員会総会に提案をするということですね。

そうなったときに、市長が利用集積計画を定める日付というのは総会の前に決定をし、市長部局では決定をして農業委員会の議決をいただくという手続きではないのですかということをお聞きしております。

一関市の市長部局では決定をしないで農業委員会総会にかけているのでしょうか。

その辺をこの日付の処理で大丈夫でしょうかということをお前

議 長	<p>回、そして今回、確認させていただいております。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(午後 2 時18分 休憩)</p> <p>(午後 2 時19分 再開)</p>
議 長 局 長 補 佐	<p>再開いたします。</p> <p>先ほども説明させていただきましたが、この農業経営基盤強化促進事業に関する事は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規定により農業委員会の事務となっております。</p> <p>議案の提案と計画書の決定日は同日という形にならざるを得ないと思いますので、このような形にさせていただいております。</p>
議 長 11番 石川誠司委員 局 長 補 佐	<p>再々質問になりますので、打ち切ります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>23ページですが、これは私の近場の部落でございまして、例えば売買価格ですが、これは公社と申請者の両方で決めた価格でしょうか。</p> <p>今のご質問でございしますが、これは所有権の移転を受ける者と移転をする者との間で取り交わした所有権移転の明細、書類があるわけでございしますが、そちらに売買価格を書いたもので、双方で確認して押印しているという形でございます。</p>
議 長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第91号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第91号」を可と決します。</p>
議 長 局 長 補 佐	<p>次に、「議案第92号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>それでは25ページをお開き願います。</p> <p>議案第92号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案内容をご説明いたします。</p>

議 長
20番
齋藤憲子委員

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものであります。

本議案に係る申請は、一関地域1件、花泉地域1件、大東地域1件、千厩地域1件、室根地域1件となっております。

申請の内容は、記載されているとおりですのでご覧願います。

いずれの案件も、農地以外となつてから20年以上が経過又は農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第92号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

まず一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域、農地法適用外現地調査報告です。

調査日、調査員については5号と重複しますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から南東に約6.9kmの位置にあり、周囲は4-3が東・北側が市道、西・南側が原野となっており、69-1が東・南側が市道、西側が農地、北側が宅地となっています。

平成5年頃から自宅通路及び庭として利用しており、既に農地性は失われています。

以上です。

議 長
7番
佐藤均委員

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

調査日、調査員につきましては3条、5条と同じでございますので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号について、申請地は、JR油島駅から西に約1.4kmの位置にあり、昭和63年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われておりました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

21番
畠山潔委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法適用外現地調査報告を行います。

調査日と調査員については先ほどの3条と同じでございますので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、大東支所から東に1.4kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が宅地及び農地、北側が宅地、南側が市道及び農地となっています。

昭和55年頃から自宅進入路及び駐車場としており、既に農地性は失われています。

以上でございます。

ありがとうございました。

議 長

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

12番
佐藤繁委員

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については5条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、JR小梨駅から北東に約4.3kmの位置にあり、周囲は東・南が水路、西側が現況山林（非農地通知済）、北側は宅地となっています。

昭和60年頃から耕作管理できず山林化しており、既に農地性は失われています。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

議 長

次に室根根地域ですが、担当委員が欠席のため事務局で代読いたします。

局 長

室根地域、農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和元年8月7日、午前9時からとなります。

現地調査員は、農業委員 千葉 綾雄 委員、農地利用最適化推進委員 熊谷 勝徳 委員、岩渕 正昭 委員、支所職員 畠山産業経済課課長補佐、土屋産業経済課主任主事でございます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号であります、申請地は、JR矢越駅から南東に約480m

の位置にあり、周囲は東・南側が現況宅地、西側が宅地、北側が水路となっております。

昭和57年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。

議 長

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第92号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第92号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第12回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時29分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員